（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百十六条の四　法第七十五条の三第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合（組合員であつた者にあつては、連合会。第三項において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

［一～五　略］

六　子の氏名、生年月日及び個人番号

七　［略］

［2～4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章―第六章の三　略］ 第七章　雑則（第百二十三条―第百三十五条） 附則 （支払未済の給付） **第九十七条**　［略］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。 ［一～四　略］ 3　［略］ （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等） **第九十九条の二**　［略］ 2　令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 ［一～五　略］ 3　［略］ （食事療養標準負担額減額に関する特例） **第九十九条の三**　［略］ 2　前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払つた食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。 ［一～五　略］	目次 ［第一章―第六章の三　同上］ 第七章　雑則（第百二十三条―第百三十四条） 附則 （支払未済の給付） **第九十七条**　［同上］ 2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。 ［一～四　同上］ 3　［同上］ （一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等） **第九十九条の二**　［同上］ 2　令第十一条の三の二第二項の規定の適用を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した基準収入額適用申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。 ［一～五　同上］ 3　［同上］ （食事療養標準負担額減額に関する特例） **第九十九条の三**　［同上］ 2　前項の規定による支給を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した入院時食事療養費等差額申請書を、当該医療機関に支払つた食事療養標準負担額の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の提出を省略することができる。 ［一～五　同上］